令和２年４月 21 日

県内中小企業への茨城県産業技術イノベーションセンター
設備使用料及び依頼試験手数料減免のご案内

茨城県産業技術イノベーションセンターでは，新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている県内中小企業の皆様の経済的な負担軽減のため，センター本所及び繊維高分子研究所，笠間陶芸大学校における設備使用料と依頼試験手数料を減免します。

〈対象者〉

〇県内中小企業

〈減免の要件・減免率〉

①下表のいずれかの公的融資制度を利用している県内中小企業：１００％減免

	融資制度の名称
日本政策金融公庫 商工組合中央金庫	新型コロナウイルス感染症特別貸付
信用保証協会等	セーフティネット４号（新型コロナウイルス感染症による） セーフティネット５号（新型コロナウイルス感染症による）
茨城県	パワーアップ融資（新型コロナウイルス感染症による）

※今後の融資制度状況により対象が変更となる可能性があります。

②上記以外の県内中小企業：５０％減免

〈減免期間〉

〇令和２年４月 22 日から令和３年３月 31 日まで

〈必要書類〉

〇減免を受けるためには，設備使用申請書または依頼・分析・検査申請書，あるいは成績書交付申請書のほか，次の書類の提出が必要になります。

・使用料減免申請書（設備使用の場合）
・手数料減免申請書（依頼試験，成績書交付の場合）
・融資制度を利用していることがわかる下表の書類（１００％減免の場合）

<table>
<tr><th colspan="2">融資制度の名称</th><th>必要書類</th></tr>
<tr><td rowspan="2">（日本政策金融公庫）
新型コロナウイルス
感染症特別貸付</td><td>国民生活事業</td><td>金銭消費貸借契約書の写し</td></tr>
<tr><td>中小企業事業</td><td>金銭消費貸借契約書の写し
資金使途一覧表（お客様用）の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">（商工組合中央金庫）
新型コロナウイルス感染症特別貸付</td><td>金銭消費貸借契約証書の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">セーフティネット４号（新型コロナウイルス感染症による）
セーフティネット５号（新型コロナウイルス感染症による）</td><td rowspan="2">市町村長の認定を受けた認定申請書の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">パワーアップ融資（新型コロナウイルス感染症による）</td></tr>
</table>

〈県内中小企業の範囲について〉

〇県内所在について

申請書の住所で判断します。

〇中小企業について

中小企業基本法の定義に基づいて判断します。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業，建設業，運輸業 その他業種（②~④を除く）	３億円以下	３００人以下
②卸売業	１億円以下	１００人以下
③サービス業	５,０００万円以下	１００人以下
④小売業	５,０００万円以下	５０人以下

（常時使用する従業員の数には常用のパート，アルバイト等を含みます。）

※みなし大企業は除きます

〇みなし大企業について

次のいずれかに該当する中小企業をいう。

・一の大企業が発行済株式総数または出資総額の２分の１以上を所有または出資している中小企業

・複数の大企業が発行済株式総数または出資総額の３分の２以上を所有または出資している中小企業

・役員の半数以上を大企業の役員または社員が兼務している中小企業

なお，茨城県産業技術イノベーションセンターでは，以下のとおり新型コロナウイルス感染症防止対策を実施しております。

今後の状況に応じて対応が変更になる可能性がありますので，ご了承ください。

〈方針〉

〇技術相談対応，依頼試験・設備使用などの業務については，当面の間，利用者様と対応職員との接触を極力避けることができる方法にて実施いたします。

〈依頼試験・設備使用について〉

○ご利用のかたは事前にご連絡ください。予約状況によりご利用いただけない場合がございます。

【連絡先】

○茨城県産業技術イノベーションセンター（本所）

電　話：029-293-7213

メール：renkei2@itic.pref.ibaraki.jp

○繊維高分子研究所

電　話：0296-33-4154

メール：senikou2@itic.pref.ibaraki.jp

○笠間陶芸大学校

電　話：0296-72-0316

メール：tougeidai@itic.pref.ibaraki.jp

○依頼試験については，宅配便（※）など原則対面手渡し以外の方法で測定試料を受け取ることで，実施させていただきます。（申請書類は郵送等により受け付けます。）ただし，結果をお渡しするまでに通常よりもお時間をいただく場合がございます。

※利用者様のご了承を得て，当所着・発ともに利用者様が宅配便料金をご負担できる場合に限らせていただきます。

○設備使用については，定期的に十分な換気が行える環境に設置してある機器のみ利用可能とさせていただきます。（利用可能機器につきましては，ホームページをご覧ください。ただし，職員による機器の使用方法についての講習は実施しませんので，利用者がこれまでに複数回使用した経験がある機器に限らせていただきます。）